

## 広域人事に係る相談等窓口設置要項

(平成23年4月28日北海道教育庁石狩教育局企画総務課長決定)

(設置)

第1条 広域人事の異動者及び異動希望者等にかかわる課題の解決を支援するため、石狩教育局に広域人事に係る相談等窓口を設置する。

(所掌事項)

第2条 所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域人事に全般に対する相談及び指導・助言に関すること。
- (2) 広域人事の課題把握、課題解決方策の検討に関すること。
- (3) 情報交換会等の企画・実施に関すること。
- (4) 状況調査等の企画・実施に関すること。
- (5) その他

(組織)

第3条 窓口は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 企画総務課長
- (2) 教育支援課長
- (3) 企画総務課教職員係長

2 リーダーは、企画総務課長をもって充てる。

(相談及び指導・助言)

第4条 相談を行う場合は、第3条に掲げる職にある者に対して、又は、所管する教育委員会を通じて行うものとする。

なお、異動者が相談を行う場合は、第3条に掲げる職にある者に対して、又は、異動元の教育委員会を通じて行うものとする。

2 相談に対し指導助言を行う場合は、直接相談者に対して、又は、所管する教育委員会を通じて行うものとする。

なお、異動者の相談に対し指導助言を行う場合は、直接異動者に対して、又は、異動元の教育委員会を通じて行うものとする。

(庶務)

第5条 窓口の庶務は、企画総務課教職員係において処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、広域人事に係る窓口の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行する。